

令和8年度県産農林水産物販路開拓支援業務に係る企画提案募集要項

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和8年度県産農林水産物販路開拓支援業務
- (2) 業務内容 令和8年度県産農林水産物販路開拓支援業務に係る仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで（予定）
- (4) 見積限度額 4,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 応募資格

以下の要件を満たす法人格を有する団体であること。

- (1) 県内の事業者と密に連携を図ることができ、円滑な運営が行えること。
- (2) 業務の達成及び業務の計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (3) 業務目的の達成及び業務計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 企画提案書の提出締め切りまでに、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 応募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格などに基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (7) 応募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (8) 選考委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (10) 特定の公職者（候補者を含む）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 応募方法

(1) 応募申出書の提出

本業務に応募する意向のある団体は、応募申出書（様式第1号）を電子メールにて令和8年2月20日（金）正午までに提出すること。

なお、提出後、電話にて到着確認を行うこと。（連絡先は下記10参照）

※ 応募申出書を提出した場合でも、応募のキャンセルは可能とします。

※ 応募申出書を提出しない場合、本業務への応募はできませんので御注意ください。

(2) 応募書類等

様式はA4版とし、下記ア・イに定めた書類を提出すること。

ア 企画提案書

企画提案書は、下記に従い作成すること。なお、枚数及び様式は自由とするが、下記の順に提案を並べ、横書きとすること。

○ 表紙

- ・宛 名：千葉県知事 熊谷 俊人
- ・タイトル：令和8年度県産農林水産物販路開拓支援業務 企画提案書
- ・その 他：提出年月日、住所（所在地）、団体・企業名、代表者の氏名・役職名、担当者の氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載すること。

○ 提案事項

各業務の実施内容（仕様書4に対する内容）を網羅し、明確かつ具体的に分かれる資料を添付すること。

○ 過去における類似業務実績

- ・業務概要・成果等を明確に示した類似業務実績を3件程度記載した資料を添付すること。
- ・概ね3年以内の実績を示すこと。
- ・記載する内容は、千葉県及び県に関する団体からの受注に限らない。

○ 業務の実施体制・スケジュール

次の事項を示した資料を添付すること。

- ・本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者、スタッフ数等
- ・主従事者の氏名、所属、役職、本業務上の役割、経験年数、過去の主な実績等
- ・4月初旬を契約日と仮定した場合の本業務の実施スケジュール

○ 見積書

仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定し、出来るだけ項目（内訳）を詳細に分類して示した資料を作成・添付すること。

イ 法人に関する概要（様式第2号）

- (3) 提出先 下記10のとおり
- (4) 提出締め切り 令和8年2月27日（金）正午必着
- (5) 提出方法
PDFファイルを電子メールで送付し、送付後は必ず担当者まで電話連絡すること。
※県庁のシステムの都合により、7.2MB以上の電子メールは受信できないため
注意すること。

4 委託業務説明会

提案希望者への説明会を次のとおり開催する。

- (1) 日時 令和8年2月16日（月）午後3時から
- (2) 開催方法 オンライン（zoom）
- (3) 申し込み

参加を希望する場合は件名に「令和8年度県産農林水産物販路開拓支援業務に係る説明会への参加について」と記載し、令和8年2月16日（月）午前10時までに電子メールにより申し込むこと。

連絡事項：出席者、出席者の所属・役職名、電話番号、電子メールアドレス
※説明会に出席しない場合でも、当該事業への応募は可能

5 質問の受付

本件に関する質問は、電子メールにて受け付ける。ただし、応募状況や選考委員に関する事項等、公正な審査選考を妨げる内容は受け付けない。回答は、県担当者が直接質問者に対し電話等で行うほか、質問及び回答はホームページで2月20日（金）までに公表する。

- (1) 受付期限：令和8年2月18日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法
 - ・件名に「令和8年度県産農林水産物販路開拓支援業務の質問」と記載し、団体名、連絡先等を記載すること。
 - ・電子メールの送信後は、下記10の担当者宛てに電話で一報を入れること。

6 選考方法

- (1) 提出された応募書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、別紙の選考基準に基づき、選考委員会で審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。なお、選考委員会については非公開とする。
- (2) 令和8年3月中旬に選考委員会を開催し、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する予定。選考委員会における説明資料は提案書のみとし、フリップやプロジェクト等の使用は不可とする。
- (3) 上記の選考委員会については、応募資格を有する応募団体の数が5者以上の場合、選考委員会は書面による1次審査を実施し、（2）の選考委員会に参加する4

者程度を選定することができる。

- (4) 選考結果は、選考委員会実施後、全応募団体へメールで通知する。なお、選考結果内容の照会等には回答しない。

7 応募の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない団体等が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び場所へ応募申出書及び定めた事項が確認できる応募書類の提出がされないととき。
- (3) 応募において、2以上の提案を行ったとき。
- (4) 応募において、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案を行ったとき。
- (5) 応募に対して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 選考委員会を欠席したとき。
- (7) その他、審査の中で重大な不備が発覚し、県が不適当と判断したとき。

8 委託契約

6において選定した委託候補者と、提案された企画内容を元に詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

- (1) 契約期間 上記1の委託期間に同じ
- (2) 契約にあたっての主な留意事項
 - ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
 - イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。
 - ウ 提案された企画内容を基に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
(別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については委託候補者決定後、協議の上、県が作成する。)
 - エ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
 - オ 業務の全部または一部について、県の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- (3) 委託料の支払 県委託費の支払い方法は、精算払いとする。

9 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。
- (4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- (5) 提出された書類等は必要に応じて印刷する。

(6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 問い合わせ・応募書類提出先

千葉県農林水産部 販売輸出戦略課 販売促進室（担当：鈴木）
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1（本庁舎17階）
電話：043-223-2889
FAX：043-227-8307
メール：2889hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

（参考）応募までのスケジュール

2月16日（月）午前10時	委託業務説明会への申込期限
2月16日（月）午後3時	委託業務説明会
2月18日（水）午後5時	質問の受付期限
2月20日（金）正午	応募申出書の提出締め切り
2月20日（金）	質問への回答を県HPに掲載
2月27日（金）正午	企画提案書の提出締め切り

令和8年度県産農林水産物販路開拓支援業務 企画提案募集に係る選考基準

1 選考の手順

形式選考基準を満たした応募のうち、内容選考基準により総合的に選考する。

2 選考基準

(1) 形式選考基準

- ア 応募資格を満たしているか。
- イ 応募書類が適切に提出されているか。

(2) 内容選考基準

ア 全体の内容

- ・実施により事業目的を満たす効果が得られているか。

イ 個別の内容

- ・各業務の内容は妥当か。
- ・各業務の所要経費は妥当か。

ウ 業務実施体制

- ・業務の実施に関する人員配置は妥当か。
- ・業務の実施に関するスケジュールは妥当か。
- ・団体が提案内容を遂行する能力を有しているか。